

さらに教えて！

小児慢性特定疾病のための医療助成制度

難しい病気を抱えるお子さんとそのご家族へ

どこが違う？

小児慢性特定疾病の医療費助成制度と指定難病の医療費助成制度



©とどろきちづこ

ヨリ田さんとキク本さんのお子さんは、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」を利用しています。最近、お子さんが難しい病気だとわかったタズネ山さん、ふたりに何か相談があるようです。

もくじ

1. 利用できる人が違う？
2. 申助成内容に違いはある？
3. タズネ山さんの場合

続きはこちら

3 タズネ山さんの場合

タズネ山さんのお子さんは、どれかにあてはまりそう？

そうだね、うちの子が指定難病の医療費助成制度の対象になるかどうか、これからちょっと調べてみようと思う。まず、「指定難病」に該当するかどうか。もし該当した場合は、「重症度分類」の対象範囲に含まれているかどうか。ちょっとお医者さんに相談してみるよ。

それがいいね！

もし、指定難病の助成制度の対象にならなくても、小慢の助成を使えることがあるから、調べてみてね。ただ、さっきも言ったとおり、小慢は年齢制限があるから、お子さんが大きくなってからのことも、いろいろ考えておけるといいね。その辺も比べてみて、タズネ山さんのお子さんにぴったりの利用の仕方が見つかるといいね。

おかげでいろいろわかったよ。ありがとう！

QRコードからアクセスしてみね。



<https://kodomo.kouhi.jp>

お・わ・り

指定難病の自己負担上限額（月額） 単位：円

自己負担割合：2割

外来＋入院

	外来＋入院		
	一般	一般長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 (～本人年収80万)	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 (本人年収80万超～)	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上 7.1万未満(年収約160～約370万)	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万以上25.1万未満 (年収約370～約810万)	20,000	10,000	
上位所得市町村民税 25.1万以上 (年収約810万～)	30,000	20,000	

小児慢性特定疾病の自己負担上限額（月額） 単位：円

自己負担割合：2割

外来＋入院

	外来＋入院		
	一般	一般長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 (～本人年収80万)	1,250		500
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 (本人年収80万超～)	2,500		
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上 7.1万未満(年収約200～約430万)	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万以上25.1万未満 (年収約430～約850万)	10,000	5,000	
上位所得市町村民税 25.1万以上 (年収約850万～)	15,000	10,000	

○所得を把握する単位：医療保険における世帯。

(補足)○所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。

○同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。

上記の表に含む「症状が重い人」や「人工呼吸器を装着している人」の場合は自己負担上限額が下がるなど、どちらも同様のサポートがあるよ。

なるほど。

※1 重症患者認定申請

※2 人工呼吸器等装着者申請

※3 自己負担額はそれぞれ異なります



ヨリ田さん、キク本さん、指定難病の医療助成制度があるって聞いたんだけど、どういうものか知ってる?

うん、知ってるよ。タズネ山さん、利用を考えているの?

うーん、小慢^(※)の助成と何が違うのかなって。どっちがいいとか、あるのかな? ※小児慢性特定疾病のこと

たしかに。なんだか似ている制度だね。比べるの大事だね。

じゃあ、ちょっと違いを見てみよう!

1 利用できる人が違う?

まず、自分の子どもが利用できるかってところが気になるよね。

小児慢性特定疾病の医療費助成と指定難病の医療費助成(特定医療費)の大きな違いとしては、指定難病のほうは対象年齢に「制限がない」かな。

指定難病の医療費助成のことを、特定医療費と呼ぶこともあるよ

小慢のほうは、たしか18歳未満だね。

そう。ただし、年齢制限はなくても、助成の対象として認定されるかどうかには、いろいろな基準が定められているよ。ちょっとこれを見てみよう。

	指定難病	小児慢性特定疾病
もともになっている法律	難病の患者に対する医療等に関する法律	児童福祉法
対象となる年齢	なし	あり (18歳未満、ただし、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満)
実施主体	都道府県、指定都市	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
認定の基準	①対象疾病に該当すること ②定められた重症度分類の対象範囲に含まれること	①対象疾病に該当すること ②定められた疾病の状態の程度に該当すること
医療費助成の特例枠	申請以前の、過去12か月以内に医療費総額が33,300円を超える月が3か月以上ある場合(軽症高額該当)	なし

まずは、「認定の基準」にご注目。どちらの助成も、定められている対象疾病に自分の病気があてはまるのが大前提なんだ。どの病気が対象になるかは、それぞれに別々に決まっているよ。

認定の基準が、2つの助成制度ではそもそも異なるんだね。

うん。自分の病気が「指定難病」で、さらに症状の程度が、定められた「重症度分類」の範囲内になればいけないよ。だいたい中等症以上が重症度分類の対象範囲になるかな。

そうなんだ。ステップがいくつかあるんだね。自分の病気が指定難病だったとしても、対象になるとは限らない...

でも、たしか、特例もあるよね?

そう。指定難病で重症度分類の範囲に含まれなくても、医療費が高額になることってあるよね。その場合、一定額以上の医療費の負担が続くのであれば、「軽症高額該当」という特例枠によって、医療費助成が受けられるんだ。詳しくは、難病情報センターのウェブサイトに載っているから、見てみてね。「指定難病」の一覧もあるよ。

2 助成内容に違いはある?

それじゃ、指定難病の医療費助成の対象として認められたとするでしょ。助成の内容はどんなのかな。

小慢との違いで気になるのは、そこだね。

説明するよ。今度はこれを見てみて。

指定難病	小児慢性特定疾病
(ア) 窓口での自己負担額が3割負担から2割負担になる。	(ア) 窓口での自己負担額が3割負担から2割負担になる。
(イ) さらに1か月の自己負担上限額が設けられるので、上限額に達した場合、支払いはなくなる。	(イ) さらに1か月の自己負担上限額が設けられるので、上限額に達した場合、支払いはなくなる。
(ウ) 入院時の食費は全額自己負担	(ウ) 入院時の食費は1/2自己負担

(ア)と(イ)は同じに見えるね。

一つ目の違いは、(ウ)かな。入院が長引くと、とくにね。

(イ)が同じに見えるけど、実は自己負担上限額が、指定難病と小慢では違っているんだ。基本的に小慢は指定難病の半分なので、負担が軽くなるよ。表を見てみてね。

うらに続く→